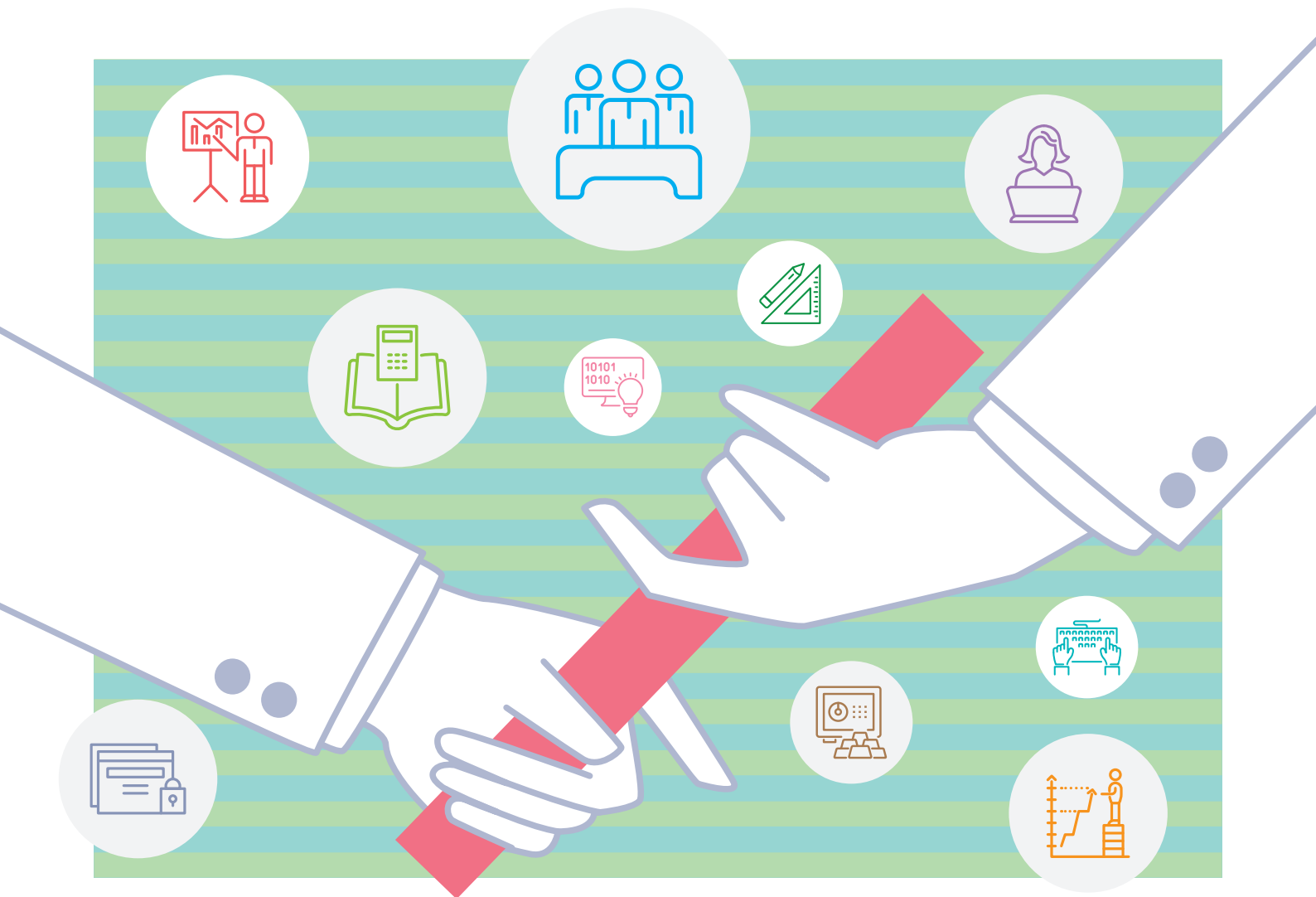


挑みつづける、変わらぬ意志で。



会社を 未来へつなぐために 今からできること



ごあいさつ

中小・小規模企業経営者の高齢化が進み、多くの事業者が経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来している今、「価値ある事業」を次世代へ円滑につなぐことは喫緊の課題となっております。国や東京都の支援施策も、かつてないほどに充実してきております。特に、抜本拡充された事業承継税制を活用することで、株式贈与・相続時の税負担なく承継することが可能になりました。利用にあたって必要となる**特例承継計画の提出は2023年3月まで**とされておりますので、後継者候補がいる方は早期に計画提出をお願いします。後継者候補は3名まで記入可能で、提出後変更も可能ですので、ご安心ください。

東京商工会議所では、「社長60歳『企業健康診断』[®]」をはじめとして、現経営者や後継者をご支援する施策を多数ご用意しております。本冊子では、その活用法について、事例のご紹介とともに掲載しております。これから事業を引継がれる皆様の、「未来への一歩」に寄与する「気づき」となることを祈念しております。

東京商工会議所
事業承継対策委員会 委員長 **宮入 正英**

「経営者は孤独である」

中小企業を経営するオーナー社長様から、よくお聞きする言葉です。

自社の現場の状況をつぶさに把握しながら、取引先との関係にも目配りし、毎月の決算とにらめっこをする。そして、重要な経営判断を日常的に、かつ迅速に行わなければならない、全責任をひとりで背負わなければならない。

そんな日々を過ごす皆様にとって、国や支援機関が喧伝する「事業承継の準備を」という言葉は、どこか他人事に聞こえてしまうでしょう。

それでも、事業承継とは、文字通り「一世一代」の重要な経営課題です。そこで、皆様に事業承継に向けた「はじめの一歩」を踏み出していただくために、本冊子を作成しました。

経営者は孤独と言いますが、東京商工会議所が運営する「ビジネスサポートデスク」や「事業引継ぎ支援センター」など、気軽に、無料で相談できる場所があります。本冊子では、事業承継の基本的な進め方や、相談窓口、支援メニューなどの情報をコンパクトにまとめました。

事業承継の準備を始めようと思われたときは、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。そして、本冊子が、皆様の事業の末永いご発展に役立つことを、心からお祈りいたします。

東京商工会議所
事業承継支援実務家ワーキンググループ

座長 **伊藤 良太**

目次

- P 2 …… 大事業承継時代到来！
社長のこれから、会社のこれから…どのように考えていらっしゃいますか？
- P 3 …… **はじめに確認！**
貴社の経営を引継ぐ後継者(候補)の方はいますか？ / 引継ぐべきものを整理しましょう
- P 4 …… ケースでみる事業承継 **親族内承継**
- P 6 …… ケースでみる事業承継 **従業員承継**
- P 8 …… ケースでみる事業承継 **第三者承継(M & A)**
- P 10 …… 事業承継に関連する税制の概要
- P 11 …… 事業承継税制適用に関するチェックリスト
- P 12 …… **東商ビジネスサポートデスクによる
「社長60歳『企業健康診断』[®]**
- P 14 …… 東京都事業引継ぎ支援センターのご紹介
- P 15 …… 「社長60歳『企業健康診断』[®]」事業承継セルフチェックシート
※切り取ってお使いいただけます

大事業承継時代到来!

社長のこれから、会社のこれから…
どのように考えて
いらっしゃいますか?

自社の株価?従業員も少ないし、
たぶん大した額じゃないよ



現社長=あなた

事業承継?それより目の前の売上と
資金繰り!

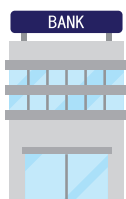
その時が来てから考えればいいよ
後継者が考えればいいし…

得意先や銀行との付き合いはまだ
まだ自分が中心になってやらないと

早めの準備を行うことで
会社と社長のさらなる発展・充実が実現できます!

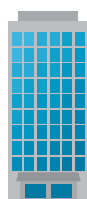
金融機関

あの会社は後継者も
育っていて今後の発展も
期待できそうだ。これか
らも支援したいな



取引先

後継者がよく顔を見せて
くれるようになった。
これからも安心して取
引できるぞ



後継者

社長にいろいろ教えても
らったし、株の承継対策も
バッチリ!次は新しい取り
組みに挑戦してみよう!



現社長

これで安心して承継できそうだ。
経営の引継ぎをしつつ、趣味や家
族の時間も増やしていこうかな♪



従業員

社長と後継者が、会社の
これからを説明してくれ
て安心した。これから
もっと頑張ろう!



ご存知
でしたか?

東商で中小企業経営者に対して行ったアンケートでは、
30~40代で事業を引継いだ経営者の多くは、**業況**
を拡大し、新商品・新サービス開発や異業種への参入
など**前向きな新しい取り組み**を行っています。

参考:「事業承継の実態に関するアンケート調査」(2018年1月/東京商工会議所)

取引先も、従業員も、
金融機関も、あなたの
会社の「**10年後**」
に注目しています!

あなたの会社の**“10年後”**を一緒に考えてみませんか?

はじめに確認！

会社の10年後を考えるにあたって、社長一人が全てを抱えて悩む必要はありません。東京商工会議所では、貴社の状況に応じた相談窓口や専門家による支援を行っています。

まずは下記を参考に、取り組みの第一歩に向けたご相談をご検討ください。



貴社の経営を引継ぐ後継者(候補)の方はいますか？

いる

親族内承継

現経営者の子をはじめとした親族への承継

P4

従業員承継

「親族以外」の役員・従業員への承継

P6

いない

第三者承継(M&A)

株式譲渡や事業譲渡等による承継

P8



引継ぐべきものを整理しましょう

事業承継は、社長が交代することだけではありません。下記の3つの視点を持つことが重要です。

人の承継

- 経営権(実質的な経営を誰が行うか)
- 後継者の選定、教育

資産の承継

- 自社株式
- 事業用資産(設備・不動産等)
- 資金(運転資金、借入等)

◎税制活用等の詳細については
顧問税理士等の専門家へ相談
◎税制(10~11ページ)の活用

経営の引継ぎ

経営資源(会社の強み)の承継

- 経営理念
- 従業員の技術や技能
- 知的財産権(特許等)
- 従業員
- ノウハウ
- 取引先との人脈や顧客情報 等

→ 東京商工会議所ビジネスサポートデスクに相談を！

【期間限定】事業承継税制の特例について

事業承継時の自社株に係る贈与税・相続税負担を大幅軽減!!

事業承継を強力に支援する10年間限定の特例(2018年1月~2027年12月)が設けられています！
特例を活用するには、2023年3月までに「特例承継計画」を都道府県に提出、2027年12月までに承継を行う必要があります。

→ 詳細は P10~11 に!

ケースでみる事業承継

親族内承継

事業承継の取り組みを進めるにあたっては、いくつか押さえておくべき「ポイント」や、注意すべき点があります。本ページ以降で、危機的な局面を迎えつつも事業承継を成し遂げた事例を、類型(親族内承継・従業員承継・第三者承継(M&A))ごとにご紹介いたします。



事例1「後継者への意思確認が何よりも大切です」

現経営者は65歳で、後継者は娘にと考えている。娘は大企業に勤務しているが、当然戻ってきてくれると思い、引継ぎについては特に話をしていなかった。



父の事業は幼い頃から見ていて興味はあるが、引継ぎについて話したことはない。今の職場でも責任ある立場についており、将来について悩んでいる。



東商ビジネスサポートデスクの「**社長60歳『企業健康診断』[®]**」を受診

現経営者と後継者(娘)で以下の事項に取り組む

- 承継の意思について、お互いの思いを冷静に、現経営者と後継者において再確認
- 事業承継を念頭においた経営計画の策定
- 後継者において、「後継者養成メニュー」等、後継者教育事業の活用



娘への事業承継と、それを前提とした当社入社が実現！
後継者塾への参加をきっかけに、娘とともに次期事業計画の策定を始めた。

ここがキケン！

現経営者の胸の中で後継者を決めていても、会話しなければ事業の承継や継続ができません！

ここがポイント！

「社長60歳『企業健康診断』[®]」を後継者候補との会話のツールに活用！

事業計画策定は、後継者教育にもつながります！



事例2「先代経営者はサポートに徹する」

数年前に先代経営者の息子へ承継し経営を任せましたが、その後売上高が徐々に減少。方針をめぐって息子と古参社員が衝突。先代経営者が調整に乗り出そうか迷っていた。



東商ビジネスサポートデスクに相談

先代経営者と後継者(息子)で以下の事項に取り組む

- 事業承継をきっかけとした新規事業を含めた今後の経営方針を協議
- 新規事業責任者に後継者の右腕として、若い社員を抜擢。古参社員は既存事業を担当する
- 経営者層・幹部を交えて、先代経営者の思いを反映した経営改善計画を策定
- 後継者より社員に策定した経営計画を発表



後継者中心に社内が一枚岩となり、業績が改善した。

ここがキケン!

先代経営者が良かれと思って調整に乗り出すことで、後継者が孤立してしまう可能性があります!

ここがポイント!

第三者の意見をもとに客観的に状況を把握。社員の前では、先代経営者は後継者を見守りサポートに徹しましょう!

【参考】後継者による新たな取り組みに対する支援施策

① 経営革新計画

中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する経営計画書です。事業承継等をきっかけとした新たな事業計画策定を通して、現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できるほか、国や都道府県に計画が承認されると様々な支援策の対象となります。

[東商 経営革新](#) [検索](#)

② 事業承継補助金 (I型: 後継者承継支援型)

補助上限額: 200万円

補助率: 小規模事業者3分の2・その他2分の1

おおよそ過去2年以内に承継された方、および本年中に承継を予定されている方が行うチャレンジが幅広く対象となります。

※2019年度の情報をもとに掲載しております。最新の情報は補助金事務局ホームページをご確認ください。

[事業承継補助金](#) [検索](#)



事例1「借入金の個人保証対応が必要です」

後継者は従業員Aとして、本人から承諾も得ていた。いざ承継を行おうとしたタイミングで、Aの身内・家族が、借入金の個人保証をすることに対して「そこまでして社長になる必要があるのか」と懸念を示したことで、事業承継が頓挫しかかる。



東商ビジネスサポートデスクに相談

現経営者と後継者(従業員A)で以下の事項に取り組む

- 経営改善計画を策定
- 現経営者への貸付金の整理など法人と個人の分離に努める
- 財務状況の定期的な把握を目的とした月次決算の実施



「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、金融機関と交渉した結果、後継者からは経営者保証をとらないことの了承を得た。

ここがキケン!

借入金の経営者保証をそのままにしていると、後継者本人や親族から承継を断られ、事業継続ができず廃業に至ることも!

ここがポイント!

経営改善計画を策定し、金融機関との対話に取り組み、借入に対し後継者の経営者保証を不要とすることに成功!

「経営者保証に関するガイドライン」

経営者保証を提供せず融資を受ける際や、保証債務の整理を行う際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として2013年に策定・公表されたガイドラインです。2014年に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は右記の3点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法(代替的な融資手法)」(※)を検討することが求められるようになっています。

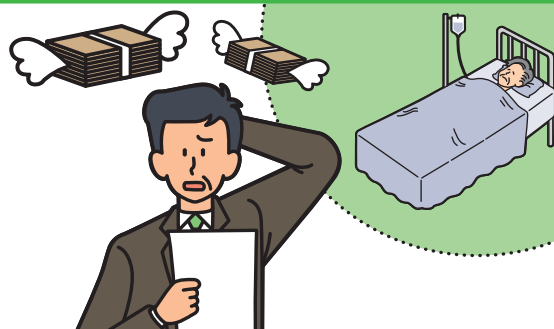
※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法(代替的な融資手法)」

停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資(ABL)、金利の一定の上乗せ など



事例2「万が一に備えて後継者との情報共有を」

予期せずして現経営者が長期入院。後継者である営業担当の従業員Bが代理として経営を行うことになったが、資金管理・金融機関交渉は現経営者一人が行っていたため、資金繰りの把握が困難になる。手もと資金がなくなったことで後継者が危機感を抱く。



以前より経営者も支援を受けていた**東商ビジネスサポートデスクに相談**

後継者(従業員B)は以下の事項に取り組む

- 担当者と連携し、経理書類を総ざらいし、売上の入金と、仕入れ・固定経費等の支出を確認する
- 資金繰り表を作成
- 無駄な経費の削減等、収益改善に努めた



後継者が自社の資金繰りや財務状況を理解して「資金の見える化」を実現。資金ショートを回避し、事業を継続することができた。

ここがキケン!

現経営者だけが資金繰りを担当し、後継者と情報を共有していなければ、承継時に運転資金・経理処理すら滞ることがあります!

ここがポイント!

経営についてアドバイスを求められる、商工会議所、顧問税理士等の外部の相談相手をもっていることが重要です!

①法人個人の一体性の解消 ▶ 社会通念上適切な範囲を超える法人から経営者への貸付等による資金流出がない等

▶ 業績が堅調で十分な利益を確保しており、内部留保も十分な場合

②財務基盤の強化 ▶ 業績はやや不安定であるものの、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能な場合

▶ 内部留保は潤沢とは言えないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)を確保する可能性が高い場合等

③財務状況の適時適切な情報開示 ▶ 本決算の報告のほか、試算表や資金繰り表等の定期的な報告等

(出典:「経営者保証に関するガイドライン」パンフレット)

ケースでみる事業承継 第三者承継 (M&A)



事例1「M&Aは優先順位をつけて考えましょう！」

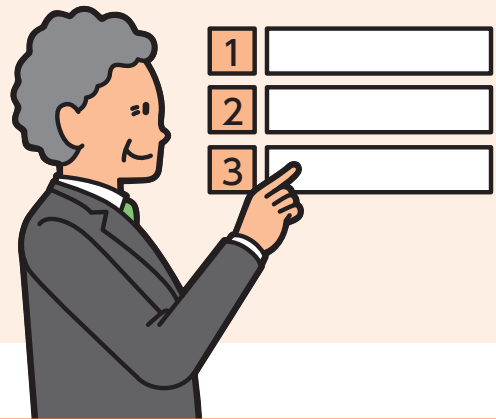
事業承継を意識しつつも日々の経営に追われ、70歳をむかえた経営者。自身や親族の体調不良などもあり早期に引継ぎを行いたいが社内に後継者はおらず、第三者承継 (M&A) を検討。買い手と売却価格が折り合わず、長期間の交渉の末に成約には至らなかった。



東京都事業引継ぎ支援センターに相談

経営者が事業引継ぎ支援センターを通じて東商ビジネスサポートデスクより紹介された専門家と共に以下の事項に取り組む

- 専門家を活用した自社の経営状況の見える化
- 売却価格・従業員・取引先の維持などの観点からM&Aにおける優先順位を整理



ようやく従業員の雇用維持や自社の成長を期待できる買い手が見つかり、成約に至った。

ここがキケン!

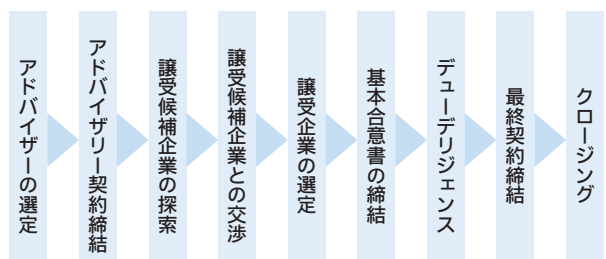
「売却価格」のみにこだわっているとマッチングができず、廃業の危機に!

ここがポイント!

売却価格は交渉の中で決まるものであり、決まった価格はありません。双方納得できる着地点を見つけましょう。

【参考】第三者承継 (M&A) の流れ

最初に仲介者やアドバイザーを選定し、契約締結後、簡単な事業評価を行ったうえで買い手(譲受企業)を探します。基本合意書の締結後、譲受企業がデューデリジェンスを実施し、売り手(譲渡企業)の財務や法務等のリスクを調査し、最終合意契約を締結します。一般的に、クローリングされるまで、従業員や取引先等の第三者には厳重に情報を秘匿する必要があります。



※仲介者やアドバイザーを利用する場合



事例2 「M&Aには時間がかかるので、早期に検討をはじめましょう！」

経営者が大病を患い、早期の事業承継を検討するも、親族や社内に後継者がいないので、民間M&A会社に相談。過度の節税による利益圧縮と簿外債務があったことを担当者に指摘されて、「このままではM&Aは無理」と言われた。



東京都事業引継ぎ支援センターに相談

経営者が事業引継ぎ支援センターを通じて東商ビジネスサポートデスクより紹介された専門家と共に以下の事項に取り組む

- 専門家のアドバイスを受け、収益構造の改善
- 財務体質の見直し、資産・負債の整理、簿外債務への対応



1年後には財務内容が良化。良い買い手も見付き、M&Aによる承継を実現した。

ここがキケン!

事業や財務内容を見直さないと、買い手が見つからないこともあります!

ここがポイント!

M&Aによる承継を実現するためには、自社の事業や財務内容の見直し等「磨き上げ」が必要です!

もっと事例を知りたい方は…

「社長の思いを次代へつなぐ!～事業承継事例集～」のご紹介

さまざまな困難を乗り越え、事業承継を新たなステップへの契機として飛躍を目指す中小企業・小規模企業11社(親族内承継6社、従業員承継2社、第三者承継(M&A)3社)の事例を実名で紹介しています。

東商ビジネスサポートデスクや東京都事業引継ぎ支援センターの具体的な支援内容も掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

東商ホームページで全文を無料公開しています。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1016196>

東商 事業承継事例集

検索



事業承継に関する税制の概要

いずれの制度についても、詳細は必ず顧問税理士等の専門家にご相談ください。

事業承継税制の特例

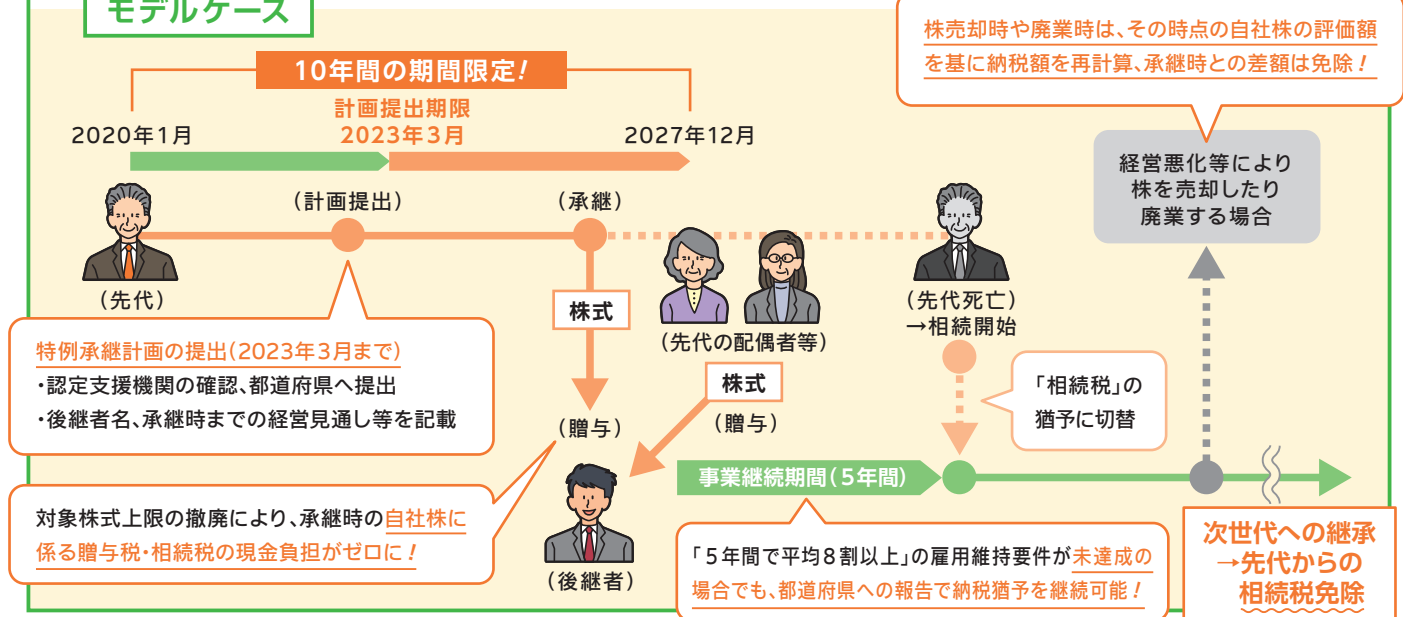
注目! 10年間限定の特例(2018年1月~2027年12月)です!

注目! 特例を活用するには、**2023年3月まで**に「特例承継計画」を都道府県に提出、**2027年12月まで**に承継を行う必要があります!

自社株の全てを納税猶予の対象とすることが可能。承継時の**自社株に係る贈与税・相続税の現金負担がゼロに!**

経営の実状に合わせて、**親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への適用が可能!**

モデルケース



暦年課税贈与

- 財産の生前贈与を受ける場合には年間110万円の基礎控除額があります。
- 税率は10%~55%の累進課税であり、株価が高い場合は贈与税も非常に高額となるため要注意。

相続時精算課税制度

- 一定の親族間で財産の生前贈与を受ける場合、2,500万円まで課税されず、超えた部分については一律20%の贈与税が課税されます。
- 贈与した財産は相続税の課税対象となりますが、贈与時の株価に固定できるため、株価上昇が予想される企業に効果的。

小規模宅地の特例

- 一定の宅地等を相続した場合、その宅地等について、相続税の課税価額から一定の割合を減額する制度です。
 - ① 居住用(上限330㎡) ⇒ 80%減額
 - ② 事業用(上限400㎡)
- ※①②は併用可能

②とは
選択適用

個人事業者版事業承継税制

- 2028年12月までの時限措置として、土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る贈与税・相続税が100%納税猶予されます。
- 2024年3月までに承継計画の提出が必要です。
- 廃業した場合は納税が必要です。(免除・減免措置あり)

事業承継税制適用に関する チェックリスト

事業承継税制の特例を利用するには、さまざまな要件がありますので、チェックリストを参考に、利用できるかどうか、ご確認ください。

※詳細については、顧問税理士等の専門家にご相談ください。

先代経営者 贈与者		①過去又は②現在、その会社の代表権を有している。
		①先代経営者が代表権を有していた時、及び②贈与の直前において、先代経営者等で、その会社の議決権数の50%超を保有している。
		①先代経営者が代表権を有していた時、及び②贈与の直前において、後継者を除く先代経営者等(※注1)の中で、最も多くの議決権数を保有している。
後継者 受贈者		贈与の時に、20歳以上である。
		贈与の時に、その会社の代表権を有している。
		贈与による株式の取得後において、同族関係者と合わせて、その会社の議決権数の50%超を保有している。
		【後継者1人の場合】 贈与による株式の取得後において、後継者及びその同族関係者の中で、最も多くの議決権数を保有している。 【後継者2人又は3人の場合】 贈与による株式の取得後において、いずれの後継者も ①議決権数の10%以上を保有し、かつ、 ②いずれの同族関係者が有する議決権数も下回らない。
会社		贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員である。
		非上場の中小企業である。
		常時使用する従業員を1人以上(一定の外国子会社を有する場合には5人以上)雇用している。
		資産保有型会社(※注2)及び資産運用型会社(※注3)に該当しない。 いわゆる黄金株を発行している場合、株式の贈与後、その保有者は後継者のみとなる。

※1「先代経営者等」とは、先代経営者及びその同族関係者をいう。

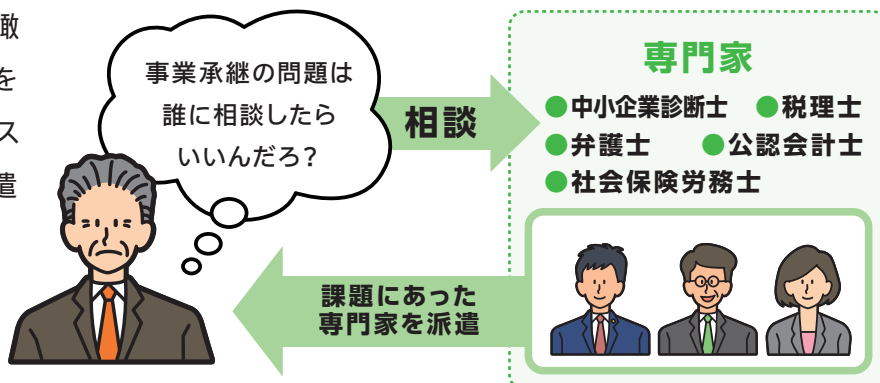
※2「資産保有型会社」とは、現に自らの事務所や工場として使用していない不動産やゴルフ会員権等、特定資産の割合が資産の70%以上を占める会社をいう。

※3「資産運用型会社」とは、一の事業年度における特定資産の運用収入の割合が総収入額の75%以上である会社をいう。(資産保有型会社や資産運用型会社であっても、一定の事業実態があれば適用を受けられる場合があります。)

これらの要件の全てを満たしている方は、事業承継税制の適用を受けられる可能性があります。
顧問税理士等の専門家にご相談ください。

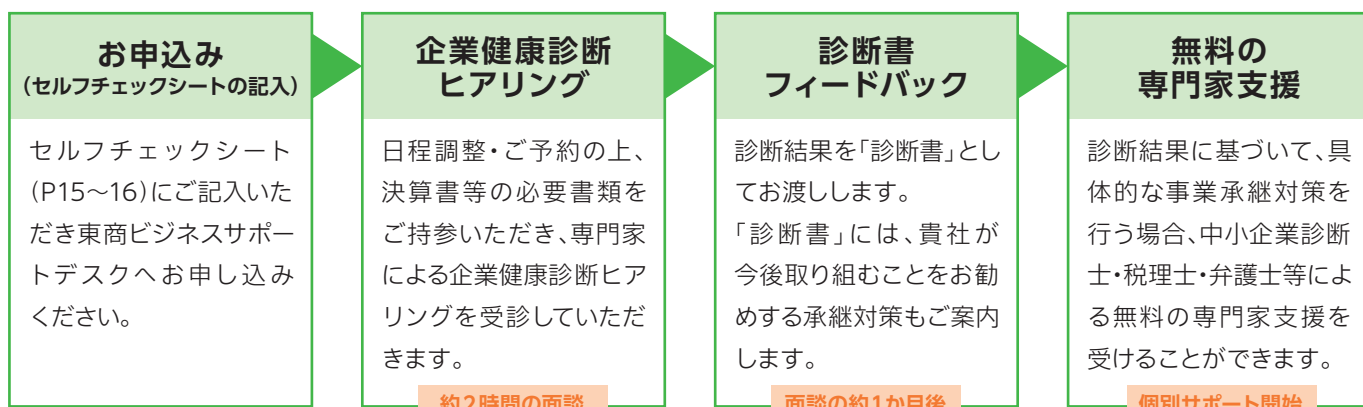
東商ビジネスサポートデスクによる 「社長60歳『企業健康診断』[®]」

事業承継の問題に対しては、全体を俯瞰して課題の優先順位を付け、対策を講じることが重要です。東商ビジネスサポートデスクでは、専門家の無料派遣が活用できます！



社長60歳「企業健康診断」[®] の概要

中小企業診断士・税理士等の専門家が、無料で事業承継に向けた「企業健康診断」を行います。診断結果に基づき、具体的な対策に取り組む場合、専門家による継続的な無料サポートが受けられます。



セルフチェックシート

東京商工会議所では、事業承継の取り組みについて早めの相談をおすすめしています。企業の現状や取り組みに応じて、適切な相談窓口をご紹介するためのセルフチェックシートをご用意いたしましたので、是非チェックをしてみてください。

※本ハンドブック15~16ページにキリトリ式で添付しています。

企業健康診断

支援実績豊富なコーディネータが詳細な項目についてヒアリングを行い、客観的な視点で経営実態や課題を整理します。

診断から10ページ程度の詳細な診断書の提供まで、無料で行っています。

厳秘

〇〇株式会社御中

社長60歳
「企業健康診断」[®]
診断書

〇企業概要
…

〇株主構成
…

〇財務状況

B/S P/L

〇事業用資産の状況

〇事業承継の課題
…

〇所見
…

〇支援プラン

〇対策スケジュール

社長60歳「企業健康診断」[®] 利用例

① 親族内承継

長男への事業承継を見据えた社内業務のIT化と効率化及び後継者育成。

【企業概要】

業種：卸売業
資本金：1,000万円
従業員：5名



相談の経緯

IT化による業務フローの改善のため相談。専門家から現況についてヒアリングを受ける課程で、自社の事業承継に対する取り組み状況を尋ねられ、「社長60歳『企業健康診断』[®]」の受診を勧められた。

社長60歳「企業健康診断」[®] を受診

診断の結果、後継者である長男が、今後の事業展開の方針を持つことが重要であることが判明。後継者主体による「ITシステム刷新による業務効率化」に加え、「新規事業立ち上げを通じた事業承継支援」を受けた。

社長60歳「企業健康診断」[®] に基づく取り組みの結果

- ① ITシステム刷新による業務効率化の実現
- ② 新規事業立ち上げを通じた、後継者の経営力向上

② 従業員承継

社長60歳「企業健康診断」[®] を契機に、従業員承継に向けた段階的な支援を実施。

【企業概要】

業種：運送業
資本金：300万円
従業員：7名



相談の経緯

安定した売上・利益を確保しているものの、現経営者に子どもがおらず、会社の今後を考え、金融機関を経由して、東商ビジネスサポートデスクへ相談。

社長60歳「企業健康診断」[®] を受診

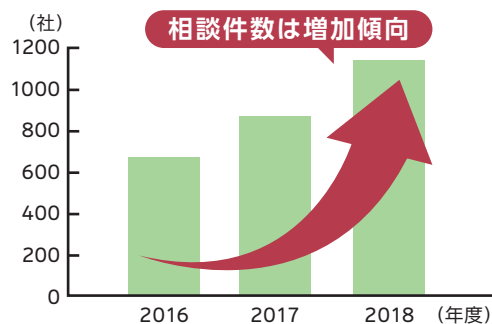
診断の結果、リーダー的存在の従業員への承継を検討。本人との間に齟齬がないよう複数回の面談により、後継者候補が社長就任を承諾。その後、後継者候補の従業員に向け、経営者となるための財務・労務・法務などの支援を実施し、計数管理能力向上が実現。

社長60歳「企業健康診断」[®] に基づく取り組みの結果

- ① 後継者確保が実現（後継者候補の従業員が社長就任を承諾）
- ② 経営者として必要な知識等の習得を通じた、後継者の能力向上

東京都事業引継ぎ支援センターのご紹介

東京商工会議所が経済産業省関東経済産業局から委託を受けて実施している国の事業です。後継者がいないなどの理由で、会社の譲渡を検討する中小企業経営者を対象とした無料窓口相談です。中小企業のM&A支援の実務に精通した専門家が秘密厳守で個別相談、M&Aの実行段階まで支援します。近年、相談件数は増加傾向にあります。



こんなお悩みは…

後継者がいないが事業は継続したい

第三者承継の相手をどう探せば良いか知りたい

自社を他の企業に譲渡したいが
可能性はあるか知りたい

M&A仲介会社をどのように選んだら良いか
迷っている

交渉や契約書作成を請け負う弁護士
などの専門家を紹介してほしい

将来に備えて事業承継に関する
理解を深めたい

センターの特徴

1.国が運営する事業なので安心してご相談いただけます。

「産業競争力強化法」に基づき、東京商工会議所が国から委託を受けて実施している事業です。企業にとって最も良いと思われる事業承継の方策を利害関係のない第三者の専門家が経験に基づき秘密厳守でアドバイスしています。



2.相談は無料ですが、経験に基づく質の高いアドバイスをご提供しています。

当センターのプロジェクトマネージャー、サブマネージャーは国費でまかなわれていますので、タイムチャージのような料金がかかることはありません。当センターにはM&A業務について豊富な経験を有するスタッフが在籍しています。

※主なスタッフ

銀行、証券会社等で約20年にわたりM&Aアドバイザー業務に携わった経験者、中小企業のM&A支援会社において長年にわたり多数の案件成約に携わった経験者等



東京商工会議所 本部事務所
(丸の内二重橋ビル)

住所：
東京都千代田区丸の内3-2-2
丸の内二重橋ビル 6階
(東京商工会議所本部事務所内)
電話番号：03-3283-7555
※ホームページからも申込可能です。



社長の仕事は事業を継続させることです!
事業承継の準備は早めに進めましょう!

「社長60歳『企業健康診断』[®]」 事業承継セルフチェックシート

東京商工会議所では、事業承継の取り組みについて早めの準備をおすすめしています。貴社の現状や取り組みに応じて、様々な相談窓口や支援をご用意しておりますので、まずは、セルフチェックシートにご記入の上、最適なアドバイスを受けられる相談窓口へお問い合わせください。

※以下の項目に全てお答えいただき、該当の相談窓口へお進みください。

1 後継者の状況(①～④のいずれかを選択)	
①	すでに後継者を決定しており本人や関係者の同意を得ている
②	後継者は決めているが、まだ本人や関係者の同意を得ていない
③	後継者候補はあるが、まだ完全には決めていない
④	現時点で、後継者を誰にすればいいかわからない(後継者不在)

↓ ①～③を選択された方は **2** へ

→ ④を選択された方は **4** へ

2 後継者(候補)はどのような属性ですか(①～③のいずれかを選択)	
①	親族(息子・娘・配偶者・それ以外の親族)
②	従業員
③	親族・従業員以外の第三者

↓ ①②を選択された方は **3** へ

→ ③を選択された方は **4** へ

3 2-①、②を回答された方	
1	何歳までに経営のバトンタッチを実現したいか具体的に決めている
2	経営の引継ぎに向けて、後継者教育を実施している
3	後継者と従業員の関係は良好で、従業員は事業承継について理解を示している
4	取引先や金融機関などに後継者を紹介している
5	現在の会社の株価を把握できている
6	後継者への株式や事業用資産の承継を計画的に実施できている(または実施予定である)
7	事業承継税制の特例承継計画を都へ提出している(または検討中である)

→ 裏面のAへ

4 1-④、2-③を回答された方	
1	開拓した商圏や蓄積した技術・ノウハウを引継いでほしいと考えたことがある
2	後継者として適任の人材が見つからない場合の対応を、具体的に考えている
3	自社が廃業した場合に、従業員や取引先への影響を考えたことがある
4	第三者への譲渡(M&A)を検討したことがある

→ 裏面のBへ

A 東京商工会議所ビジネスサポートデスクへご相談ください

中小企業診断士・税理士を中心とする専門家が「社長60歳『企業健康診断』[®]」などを通じて貴社の課題を把握・整理し、事業承継を支援いたします。後継者向けの経営塾のほか、承継後の後継者に対する支援も行っています。ご相談は**無料**です。

URL: <https://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/bsd/>

東京 BSD

検索



相談を希望する

「社長60歳『企業健康診断』[®]」の受診を希望する

東京東 【墨田・台東・江東・葛飾・江戸川】
墨田区江東橋3-9-10 すみだ産業会館9階
TEL: 03-4346-1973
FAX: 03-3635-7148

東京西 【新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬】
新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階
TEL: 03-4346-1961
FAX: 03-3345-3251

東京南 【港・千代田・中央・品川・目黒・大田】
港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル5-E
TEL: 03-6324-4139
FAX: 03-3435-4790

東京北 【北・文京・荒川・豊島・板橋・足立】
北区王子1-11-1 北とびあ12階
TEL: 03-4346-5523
FAX: 03-3913-6360

B 東京都事業引継ぎ支援センターへご相談ください

中小企業のM&A支援に精通した専門家が秘密厳守で個別相談、M&Aの実行段階まで支援いたします。ご相談は**無料**です。

千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル6階 / TEL: 03-3283-7555

URL: <http://www.jigyo-hikitsugi.jp/>

東京 引継ぎ

検索



相談を希望する

FAX: 03-3283-7556

※ホームページからも申込みできます

- ご相談をご希望の方は、下記の企業概要をご記入いただき、チェックいただいた相談先へ直接お申し込みください。
- 申し込み受付後、担当者から直接ご指定の連絡先電話番号へご連絡させていただきます。
- ご相談内容については、秘密厳守で対応いたします。

企業名	よみがな		
代表者名	よみがな (年齢 歳)	連絡先 ご担当者名	よみがな (役職名:) (代表者との関係:)
後継者(候補) ※任意	(年齢 歳)		
所在地	〒	連絡先 電話番号	※直接ご連絡の取れる番号にてお願いします。
連絡先E-mail			

<ご相談にあたってのご注意>

■電話・FAX、電子メールでの相談は行っていません。また、ご相談は経営に関するものに限りますのでご注意ください。■最終的な意思決定、経営判断は相談者ご自身でお願いします。東京商工会議所ビジネスサポートデスク・東京都事業引継ぎ支援センターでの相談・支援はそのための各種アドバイス等となります。相談・支援の内容、助言・アドバイスの有無によっていかなる損害が発生した場合でも、東京商工会議所および支援担当は一切賠償責任を負いません。また、経営者以外の方からの相談は、経営者本人の了解がないと、承れない場合がありますのでご注意ください。■計画書・申請書等の書類作成代行、HP作成、販促ツールや営業資料等の制作代行はいたしません。また、特定の企業の紹介・斡旋はいたしません。■業種・業態によってはご相談を承れない場合がございます。■係争案件の仲裁、企業・行政への要望などは受け付けておりません。■ご相談者が開示する情報(個人情報を含む)は東京商工会議所および支援担当が相談・支援業務のために利用するほか、東京商工会議所からの各種情報提供・事業案内に使用することがあります。■掲載内容は2019年12月現在の情報です。

事業承継支援実務家ワーキンググループ 名簿

(順不同・敬称略)

- <座長> 伊藤 良太 弁護士法人フォーカスクライド 東京オフィス
ベース法律事務所(弁護士)
- <委員> 北澤 淳 税理士法人山田&パートナーズ 税のシンクタンク事業部
マネージャー(税理士)
- 増子 慶久 株式会社MASUKO 代表取締役(中小企業診断士)
- 酒井 勇貴 合同会社クレイジーコンサルティング 代表社員
(中小企業診断士)
- 高田 泰弘 高田中小企業診断士事務所(中小企業診断士)
- 豊留 秀一 東京商工会議所ビジネスサポートデスク(東京南) 課長
- <事務局> 東京商工会議所 中小企業部

「会社を未来へつなぐために今からできること」

(東京都地域持続化支援事業(活性化事業))

2020年1月

発行:東京商工会議所

〒100-0005 東京都千代田区3-2-2 丸の内二重橋ビル

電話番号:03-3283-7724

※無断転載を禁じます。

